

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則

平成16年4月21日沖縄県教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科（南風原高等学校普通科郷土文化コースを除く。以下この条において同じ。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。

2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、県全域とする。

(入学志願)

第3条 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する高等学校に入学しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学区外の高等学校に入学しようとする者は、その高等学校の入学定員に100分の10を乗じて得た数の範囲内で、入学することができる。ただし、学区内からの入学志願者の数が入学定員の100分の90を乗じて得た数に満たない場合は、入学定員に100分の10を乗じて得た数を超えて入学することができる。

(入学志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）に入学することができる。

2 前項の規定により志願先高等学校に入学しようとする者は、学区外高等学校入学志願書（別記様式）に保護者の住所の移転を証する書類及び志願先高等学校長が必要であると認める書類を添えて、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。

(違反者に対する取扱い)

第5条 この規則に違反して高等学校に入学した者については、当該高等学校長は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）

学区名	高等学校名	区	域
国頭学区	辺土名高等学校 北山高等学校 本部高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校	国頭村、大宜味村、 東村、今帰仁村、 本部町、名護市、 宜野座村、金武町	名護高等学校の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納小学校区域を加える。 宜野座高等学校の通学区域に恩納村立喜瀬武原小学校区域を加える。
中頭学区	石川高等学校 前原高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 美里高等学校 コザ高等学校 北中城高等学校 北谷高等学校 普天間高等学校 宜野湾高等学校	恩納村、うるま市、 読谷村、嘉手納町、 沖縄市、北谷町、 宜野湾市、北中城村、 中城村	石川高等学校の通学区域に金武町立嘉芸小学校区域を加える。 宜野湾高等学校の通学区域に浦添市立港川中学校区域を加える。
那覇学区	西原高等学校 浦添高等学校 那覇国際高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 那覇高等学校 小禄高等学校 那覇西高等学校	西原町、浦添市、 那覇市	西原高等学校の通学区域に中城村及び宜野湾市立嘉数中学校区域を加える。 首里、首里東及び真和志高等学校の通学区域に南風原町を加える。 那覇、小禄及び那覇西高等学校の通学区域に豊見城市を加える。
島尻学区	豊見城高等学校 豊見城南高等学校 糸満高等学校 向陽高等学校 知念高等学校 南風原高等学校	豊見城市、糸満市、 南城市、八重瀬町、 与那原町、南風原町	豊見城高等学校の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。 知念高等学校の通学区域に西原町を加える。 南風原高等学校の通学区域に、那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える。
久米島学区	久米島高等学校	久米島町	
宮古学区	宮古高等学校	宮古島市	
八重山学区	八重山高等学校	石垣市	

別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町